

第二十四回国会 衆議院 大蔵委員會議録 第八号

昭和三十一年二月十七日(金曜日)

午前十一時七分開始

出席委員

委員長 松原喜之次君

副委員長 長規君 高見 三郎君

理事 石村 英雄君 春日 一幸君

浅香 忠雄君 生田 宏一君

大平 正芳君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 内藤 友明君

古川 丈吉君 坊 秀男君

前田房之助君 山本 勝市君

山村新治郎君 井上 良二君

竹谷源太郎君 平岡忠次郎君

横山 利秋君 石野 久男君

出席政府委員

總理府事務官(自治庁 税務部長) 奥野 誠亮君

大蔵事務官(主税局長) 渡邊喜久造君

大蔵事務官(主税局長) 山下 武利君

大蔵事務官(理財局長) 羽柴 忠雄君

大蔵事務官(農林局長) 尾中 悟君

農林事務官(農林局長) 桑原 信雄君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

農林事務官(農林局長) 石丸 忠富君

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第十八号)
関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第十九号)
租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三十九号)
関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
○松原委員長 これより會議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案外
税関係四法律案を一括議題として、質疑を続行いたします。石村英雄君。
○石村委員 関税法関係でお尋ねをしたいと思います。重要機械のことでお尋ねいたします。重要機械をまた一年度関税の免除を延長する、こういうことになっておられるようですが、これだけを考えておると、日本の経済の再建に必要な重要機械の関税を免除して輸入を円滑にしよう、こういうお考えは、しかもどうしようか、大体今日の為替レートの問題は、最近輸出が非常に伸びた関係上、あまりやかましく叫ばれておりませんが、一般的に見ますと、やはり為替レートは割高にきめられておるといふことは言えると思つておられるのでしょうか、輸入品である重要機械も、為替レートの関係では、やはり割安で日本に入ってくるというところは、一応考えられるのではないかと。これにさらに関税を免除してまでやらなければならないというほどの積極的な理由が、今日においてもなおあるかどうか、相当疑問ではないかと思つておられる。日本の国内産業で、機械類の生産というものは、雇用量の問題におきましても比較的雇用量の大きな産業でございます。従つてこうした関税をさらに免除してまでやるということは、やめて、国内機械工業の振興のために何らかの措置を講ずるといふことが、妥当ではないか、こう考えるので、やはり依然として一カ年さらに延長して、関税を免除してまでやらなければならぬものがあるかどうか。大体一般の話を聞いてみますと、とかく銀行なんか、外国の機械を買つてと言へば金をよく出す。いわば外国品に対する非常な先入見がある、外国品を買へばいいのだというふうな考え方をもちつてやっておられる。国内で十分できるものも、国内製品を買わずに外国のものを買つて、こういう傾向があるようにございませう。せんだつて開発銀行のある審査部長が何かに御意見を聞いてみたのですが、やはりそういう傾向があつて困る、そういうふうなお話もあつたのですが、いろいろ考えまして、やはり関税をどうしても免除しなければならぬという積極的な強い理由があるかないか、お示し願ひたいと思つておられる。○渡邊政府委員 御意見はわれわれの方でも十分この前の国会でございませう。石村委員からも同様な御意見がございまして、われわれの方としまして、そのとき御説明申し上げましたが、現在でも同じように実は考え、同時に行政の実際においても、その方

向で進んでおるわけでありませう。われわれの方で新しい機械として免除しておられますものは、法律の上でございませう。いわば固定した姿でもって、高性能の新しい機械ということになっておりますが、その内容におきましては、実は絶えずふやしたり減らしたり、こういうことをやっております。関税免除が現実に適用されております機械と申しますのは、技術的な関係からして、遺憾ながらまだ日本には限定してあります。最近の政令の増減関係を数字的に申し上げますと、三十年の一月一日現在で、品目数として三百三十四ございませうが、三十年の七月三十日の改正におきまして、百一古いのを落しまして、そしてそのかわり五十新しいのをプラスしました。従ひまして、中身としては百八十八品目、それからさらに本年の一月三十一日政令を改正いたしました、落しましたものが二十二、新しく入れましたものが十九で、現在の品目数は二百八十でございませう。われわれの考え方といたしましては、御指摘のように、単に為替の関係などからいまして、日本でも同じような種類の品物ができるのに、向うで買った方が安いという関係でもって向うから輸入しようとする機械につきましては、免除の品目に入れない、こちらの機械メーカーの技術的な関係からいまして、日本ではどうしてもできない、しかしそういう

新しい機械が一応入ってきますならば、将来日本でもそういう機械を作り得るようになる技術水準がなっていくというふうな点も考えられます。従ひまして、そうした新式の機械を取り入れるかわりに、かつては新式であつたが、もう今としては、日本の技術水準から見ても日本でもできないことはない、こういうものは、実はほとんど品目から落しているわけでございます。数字全体も減つております。品目の総数も減つております。同時にその中身におきましても、今言つたような考え方ももちまして、絶えず、半年くらい一回でございませうが、品目を入れかえまして、御注意下さつたような点のないように配慮はしているつもりでございます。○石村委員 日本にできないものを輸入させるといふことは、けっこうなことだと思つておられるが、しかしその考えでいくと、これは永久に絶えないことだ。日本にできるものが、同時に外国にもできないものもありませうし、外国にできる日本にすぐできないというものも、進歩する世の中ですからあるものです。そういう考えでこの関税法の関税免除を続けるということになると、一年延期とか何とかいふことを言わずに、百年でも二百年でも延期するようにしておいて、その中で上げたり下げたり、はずしたりすればいい。私の聞いておられるのは、そういうことではなくて、関税を免除しなくともいいのではないかと、免除しなくて

本日の會議に付した案件
所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八号)

も必要なものは輸入できるのではない
か。しかも、特に今日のような為替
レートの関係で割安であるという状況
において、なおさらに関税を免除して
まで入れなければ入らないということ
は考えられないのではないか。もちろ
ん買手人となれば、安いにこしたこと
はないということとは言えませんが、
関税をどうしても免除しなければなら
ないという積極的な理由がどこにある
かということをお尋ねいたしておるわ
けなんです。

○渡邊政府委員 おっしゃるように、

日本でできて向うにできないものもあ
る、向うにできてこちらにできないも
のもある、そういったことは確かにそ
うでございますが、こういった規定を
われわれの方で臨時的に作っておきま
すのは、技術水準の一般的な考え方と
しまして、遺憾ながらまだ日本の技術
水準そのものが先進の諸国の技術水準
に比べると、そこまで行ってない。
従って、一般的技術水準がほぼ同じレ
ベルに達する時期において、やはり考
える必要もあるのではないか。それ
で、為替レートの関係もございませ
う、何も負けなくてもいいのではない
か、これも一つの考え方のように思
います、同時に何と申しましたが、イ
ンシャル・コストといいますが、当初
経費が相当かさむような機械も多
ございまして、やはりそうした新しい
ものをせひ入れてとにかく使ってみ
たいという希望、そのためには当初経費が
相当要りますので、やはりそれを奨励
する意味におきまして、関税を免除す
る方がいいのではないかと、こう考
えられの方の考え方でございます。

○石村委員 もう意見の相違になって

しまつて何でございませう、どうも納
得できないのです。

次に、大豆のごとお尋ねいたしま
すが、大豆の関税をやはり免除する、
これは輸入方式の確定を待って考慮す
るような御説明があつたのです。大豆
のことは、私はあまり詳しいことは存
じませんが、常識的な話にすぎない
のですが、やはりレートの関係もあり
ましようが、割安で外国品を輸入し
方が非常にもうかるという話を聞いて
おりますが、価格面で実際いかなも
のですか。

○山下説明員 お答えいたします。現

在の外国産の大豆は、国産の大豆に比
べまして相当安いことは事実ござい
ます。従いまして、国産の大豆を保護
するという意味から、相当嚴重な数量
割当の制度をしております。
具体的に輸入品の価格について申し
上げますと、昨年の十二月現在にお
きまして、たとえば中国から輸入いた
しますものは、トン当り四万一千円、
米國から参りましたものは、トン当り
三万七千円程度でございます。これに
対しまして国産の大豆は、同じ時期に
おきまして、トン当り五万円の値段
を示しております。

○石村委員 そのように安いものを

買って、日本の一般に消費される大豆
が安く売られておるとすれば、これは
また一つはいいかもしれませぬ。しか
し必ずしもそうじゃないのです。高
い値段で売られておる。ちょうど砂糖
の差益問題、あるいは朝鮮のノリの差
益問題、あるいは超過利潤が、やはり
問題という超過利潤が、やはりここ
に発生しておるのではないかと、こう考
えます。またたしか財政懇談会ではか
か、土屋委員が、超過利潤を砂糖に

おいてとるならば、石油、大豆、羊
毛、ノリ、この方面においても超過利
潤の吸収を考慮すべきだという意見の
発言があつたように、お送りいただき
ました資料で拝見したのですが、そう
した点からも考えまして、超過利潤の
吸収をどういう方法でするしないとい
うことは別問題として、少くとも関税を
免除する必要はないんじゃないか。き
まつておる関税は当然取つて一向差
つかえないのである。それによつて
内物価が高くなつて日本の経済に對し
て非常な阻害をするというようなこと
は全然起らないんじゃないか、こう考
えられるのですが、それをなお関税の
免除をするというものはどういう理由
であるか、はっきりお示しを願いたい
と思ひます。またこうした超過利潤の
発生するものもやっていると、
は、一方では、為替の割当問題で世間
に非常に不明朗なうわさも聞くわけ
であります。そういうこともたくさん起
ると思つて、少くとも関税を免除す
る必要はないと思つて、どうい
う関税を特に免除されるのか。

○山下説明員 今申し上げましたよう

に、外国産の大豆は国内産の大豆は比
べて相当に安いわけでありませうが、
外国産大豆は御承知のようにその大部
分が搾油用に使われるのであります。
国内大豆は、おもにみそ、しょうゆ原
料になるわけでありませうが、おのず
からそこに用途の分野が違つておりま
すので、必ずしも安い大豆が国内の大
豆に相当な影響を及ぼすということ
は、今のところはないといふふうに判
断をいたしております。

超過利潤の問題につきましては、い

におきまして大豆の値段は相当下り
ぎみになつております。たとえば、大
豆油は、昨年の七月あたりは三千百六
十円程度でありましたが、十二月には
二千七百二十円に下つております。こ
れがまたあまり下りますということ
は、一方国内の菜種油等に影響がある
わけでありませうが、しかしこの程度
で安く国民の食用に供せられるとい
うことでありますれば、なるべくならば
関税を免除して、安い大豆でもつて安
い油を食用に供するというのが理想
なわけだと存するわけでありませう。
油の値段もだんだんに下つて参るとい
うことであります。一時いわれて
おつたような超過利潤というものも非
常に少なくなつておるではなからうか
ということ、一慮私たちは予想してお
るわけでございます。

○石村委員 超過利潤の問題は、特定

の時期をとらえてあげると超過利潤は
なくなるということもあり得ると思
う。砂糖においてもそういうことがあ
るので、全般的にながめると、や
はり超過利潤は発生しておるというこ
とがいわれるのではないかと、
具体的には大豆について私は研究を
しておりませぬから、その点断言でき
ないのですが、財政懇談会で土屋委員
がその通り言つておるのですから、
やはり超過利潤は全般的に見ればある
のではないかと、こう思つておる
のですが、
どうも関税を免除しなければならぬと
いうことは、ただいまの御説明では積
極的な納得が得られない、こう考
へます。
そこで農林省の方にお尋ねします
が、輸入方式の確定を待って適宜の措
置をとるといふ御説明なんです、考

えはきまつておるわけではないかもし
れませぬが、大体どういふ構想を持
ていらつしやるのか。一年間大豆の関
税をとることを延期する、その間にこ
うした輸入方式の確定を待つてとい
うような説明があるのですが、これはど
ういふ意味のことか、構想だけであ
らうのですが、お示し願ひたいと思
ひます。それによつて、関税を免除す
ることが妥当であるかといふことも
またきまつてくると思ひます。

○尾中説明員 大豆の問題につきま

しては、現在輸入方式は割当制をとつ
ておるのでございませうが、実は昨年大豆
価格の値下りに伴ひまして、一部の開
拓者、それから一般農夫も含めまし
て、大豆価格に對する支持価格制度を
せひとつてもらいたいといふような問
題が出ておるのでございませう。この大
豆の問題は、国内産大豆と輸入大豆の
競争問題、それから輸入方式の問題、消
費者価格にどういふ影響を与えるかと
いったような問題で、相互に關連いた
して、一つの大きな問題になつてお
るのでございませう。そこで農林省とい
たしましては、ただいま輸入方式の問
題、それから支持価格の問題等を慎重
に検討しておる段階でございます。そ
の決定によりまして、関税問題につ
きましても關連した結論が出る、こ
ういふふうに考へておられて、慎重に検
討を進めておる段階であるといふ程
度で御了承願ひたいと思ひます。

○石村委員 結論はまだ出ていない

し、出たら何か発表されると思
うのですが、結論は結論として、も
つと構想を、こういう点がどうい
うに論議されておるか、こうした
ことではないかといふようなことまで御説

○春日委員 ただいま内藤委員から、も、ちょっと発言がございましたように、やはり与党内部にございまして、この法案について疑義をお持ちの方がおられる様子でありますから、農林省においてその輸入方式をどうするかというところが決定され次第、すみやかに当委員会に御連絡を願いたいと思っております。

それからもう一つお伺い申し上げます。おきたいことは、ただいまの御説明によりますと、国内産はみそ、しょうゆ、それから輸入大豆は製油用、大体こういう用途目的を持って扱われておる模様であります。それで当然国内産と値段の競合がない、こういう逃げ道がそこに作られておるのかどうか伺いました。そこで輸入を許可されたら輸入計画を樹立されたところのこれらの大豆が果して製油用のみ消費されておるか、大体製油用という消費計画で輸入されたものが、みそ、しょうゆ方面に流れるようなことがありはしなかったか、そういうようないわゆる消費管理というものが現実になされておるか、その結果はどういう場合になつておるか、これをこの際伺つておきたいと思つておられます。

○尾中説明員 現行の輸入方式によりますと、全輸入量のうち七割につきましては、各需要者が発注書を出しまして、そして輸入業者に注文を出しまして、その輸入業者が輸入する、こういうことに相なつております。残りの三割につきましては、いわゆるインポーター割と申しまして、輸入業者が輸入いたしましたして、これを製油メーカーあるいはみそ、しょうゆメーカーに渡す、こういうことに相なつております。

す。その際にそれぞれはつきり請書をとりました、指定されたところにいくようにやつておるのであります。厳格な物資統制の時代とは違ひまして、行政指導としての万全は期しております。政指導としてその結果等につきましても、最善の努力を尽して、予定いたしましたルートに流れるようにいたしております。

○春日委員 現在では国内産、それから輸入のものとの価格差が一万円ちよつとに圧縮されたとか聞いておりますけれども、われわれが常識的に承知いたしておりますものでは、二万円あるいは二万円をこえたときもあつたかと私は思います。従ひまして、輸入大豆が内地産のそれに横流しされることによつて、膨大な利潤が輸入業者によつて占有されておつたということ、ずいぶん聞かされて参つておるのであります。従ひまして、私のお伺いしたいことは、行政指導はそのように行われぬおるが、しかしこの輸入の割当をめぐつて、輸入業者にそういう膨大な利潤が与えられておる。しかもその輸入の許可は、これが国内産の大豆と競合しないという大ワラをきめてこの輸入が認められ、国内産の農業者の生産業者の反対、こういうものは先がこれによつてそうされておる。従つて、私は十分監査が行われなければならぬと思う。行政指導だけでできるだけおちらへ流れるような方式をとつておるといふのは、果してそういう場合に流れておるかどうかという突進についての監査が十二分に行われることが、必要欠くべからざる事柄であると思うが、そういう監査を行なつたことがあるかどうか。監査の結果、

果してそういう結果が得られておつたかどうか、この問題を伺いたしたいと思つておられます。

○桑原説明員 私の方いたしましたして、さような問題がありましたので、食糧事務所を通じて調査をいたしておりますけれども、まだ集計といひますか、報告を取りまとめまして、それを再検討するまでに参つておりませんが、今さような事情について調査をいたしております。

○春日委員 これは、関税特例法の特別な扱いを受けて、安い大豆を買つて、そしてその安い大豆をしょうゆ業者、あるいは製菓業者、その方面へ横流しすることによつて、膨大な利潤がせしめられておる。こういうことが、ちよつとに高いわさとなつておる、このことが、関税定率法において大豆に対してこういう特別措置を講ずることの不当なる理由として、強く論ぜられておるところであります。当然あなた方は、そういうような世論を知られないはずはない。だとするならば、そういうような監査ということ、その世論にこたえるためにも、あなたの方に

論にこたえるためにも、あなたの方にこれを尽されて、そしてこれらの質問に対して、十分的確なる答弁のできるような資料を持つて臨まれることが当然の義務であらうと思う。そういう調査を食糧事務所に発して、いまだ報告がきておらぬなどというものは、職務怠慢もはなはだしきと思つて、安大豆を輸入業者に与えて、その三割をめぐつて膨大な利潤が上げられておる。その膨大な利潤を確保することのため、さらにこういう法律の特例を持続

しようというがごとき事柄については、われわれとしてはまことに了承いたしかねることばかりであります。そこで私は、こういう資料を要求いたしたい。昨昭和二十九年度並びに本年度において、アメリカ並びに中国から輸入された大豆、これの商社別割当数量並びにその金額、これをすみやかに本委員会に御提出願いたいと思つておられます。

○石村委員 大豆問題は、私もきわめて準備不足で、十分な御質問もできなかったわけでございますが、他の委員も非常にこの点には関心を持っていらつしやうと思つておられます。また農林水産委員会でも、おそらくこれは問題になるのではないかと考えます。ただいまの御説明では、関税免除を延期するといふことはまだ納得することができないと思つておられます。いすれ私も質問いたしますし、また他の方からも大いに質問があることと存じますから、その機会に譲ります。

次は、有価証券の取引税法の關係について、これは理財局關係だと思つておられますが、質問をいたします。有価証券の取引税を万分の一ないし万分の三に下げることの理由として、

公社債の流通市場を再開したいからという御趣旨に伺つたのですが、公社債の市場の再開は、大体いつころできるお見込みでございますか。

○羽柴説明員 お答え申し上げます。ただいまのお話で、公社債に對する取引税の減税という問題が、公社債の流通市場というもののために行われんとおるといふことは事実でございます。この公社債の流通市場につきましては、今二つの考え方がございまして、一つはまず気配の交換を立てまして、市場において価格を表示するといふようなことから始めまして、その状況に應じて上場をいたす、それからもう一つは、気配の交換をいたしながら、同時に上場を持つていく、こういう二つの考え方が今存するのであります。少くともどちらの考え方をとるにいたしましたとしても、近く四月ごろからほつぱつ始めたといふように考えておられますが、その明確な時期につきましてはは目下検討中でございます。で、何月何日から始めるというところまではいつておりませんが、近く再開いたしたいといふことだけを申し上げておきます。

○石村委員 公社債市場の再開ということ、必要ならぬと考へるわけですが、しかし、この再開は単に取引税を下げるということだけで再開されるものではないのか、何か一定の金融というのか、何かその方面の施策が行われなければ困難ではないか、困難でないところで、足りないのではないかとお伺いいたします。ただいまのお話は、取引税を下げさえすれば再開されるとい

ふこと、必要ならぬと考へるわけですが、しかし、この再開は単に取引税を下げるということだけで再開されるものではないのか、何か一定の金融というのか、何かその方面の施策が行われなければ困難ではないか、困難でないところで、足りないのではないかとお伺いいたします。ただいまのお話は、取引税を下げさえすれば再開されるとい

うような説明にとれるのですが、税金をかけなければそれだけいいのだといえ、これもそれまでの話になるのですが、そんなものではないのじゃないか、税金をたとい従来通りに置いて、必ずしも再開が不可能ではないというところが考えられると思うのです。積極的に税金を下げなければ再開できないという理由はあるのですか。

○羽柴説明員

社債の流通市場に對する障害をいたしまして考えられますのは、幾つかあるわけでございまして、その一つといたしまして有価証券取引税の減税ということを主張しておりますのは、これが非常に高いといたしますと、どうしても流通市場に出します場合に流通を阻害する、これはおのずからわかることであります。が、しからば、ただ単にこれだけをもって流通市場の障害が克服されるかと申しますと、まだそのほか若干の問題がございまして、たとえて申しますと、全般的な金融情勢が、金融緩慢な状況が続く、そしてコール・レートも相当低くなる、従って社債の持ち手とコール・レートを比較しまして、証券業者としまして、逆ざやになるといふようなことになりまして、まだ問題が残るといふこととございまして、幸い金融の情勢といふものはだんだん低下して参るのでございまして、この面につきましても、社債の流通市場といふものを開く一つの道はもう進みつつある、こういうように考えております。このほかに、なお担保の問題でございまして、たとえば事業債のコール担保といふような道が開かれませんが、これもやはり社債の流通市場を阻害すると

いうことはわかるのであります。この問題も近くわれわれの方で考えておりました、なんとか事業債のコール担保の道も開こうというのを考えております。

さらにもう一つ、本券の発行の問題でございまして、これは戦時中、例の爆撃とか、いろいろ火災によりまして、社債が焼失するというようなおそれがありましたので、社債等登録法というのを作りまして、登録社債という制度を施行いたしておるわけであります。戦時中には散逸を防ぐため、このような措置をとって参つたのであります。今日に至りまして、やはり登録制度といふものの利点はございまして、やはり社債の流通市場を開くといふふうになりまして、ただ単に登録制度をいま維持するといふことだけでは、やはり問題が残るのであります。で、得る限り本券発行に切りかえるという措置もとらなければならぬのであります。この面につきましても、目下検討をいたしておるわけでございまして、

社債の流通市場を開きますためには、そういうふうないろいろな障害がある。障害はありますが、まず第一に法制的に取り上げなければならぬ問題といたしまして、この有価証券の取引税の減税といふことを考えた次第でございまして、

このほかなお証券業者のとります手数料、こういうふうなものもあまり高くとられまると、税金との兼ね合いもございまして、やはり流通を阻害するといふことも考えられますので、鋭意手数料の引き下げということにつきましても、目下折衝を続けておる段階でございまして、

○石村委員

そうしますと、いろいろな条件ができて上って初めて再開できる、こういうことになるのですが、その条件がまだ難立されないうちに、取引税だけを下げなければならぬという事は、その取引税を下げなければ社債の市場の再開ということが絶対に不可能だといふことならばわかるのです。下げなければ不可能だといふ理由はやはりあるのですか。安いほどいいのだといふことならわかるのですが、そういうことではなくて、絶対的に、社債市場の再開のためには取引税を万分の一ないし万分の三に下げなければ、再開不可能だといふ積極的な理由は一体あるのですか。

○渡邊政府委員

社債市場を再開するにつかしましては、今羽柴経済課長の申されましたように、もちろん税だけの問題ではございせん。社債担保のコール・レートがそれだけ低くなる、あるいは本券が発行されるとかという問題があります。ただそうしたそれぞれの措置は、いずれも行政的な措置、あるいはその他の措置によりまして、実行できるわけでございまして、取引税の問題は、やはり法律的な事項でございまして、従いまして、今国会で一応おきめ願ひませんと、また先がずつと延びるわけでございまして、それでわれわれの方といたしまして、現在まわっております税率をなせ下げなければならぬかというところにつきましても、ずいぶん検討してみたわけであります。大体本年の四月以降でできるだけ早い時期におきまして、実物市場、店頭売買的なものはもう開始したい、そういうふうな空気がなっておりますので、それで

は一応それだけ取引税がこの社債市場再開について障害になるかという点について、いろいろ検討してみたわけですが、問題は、ここにもありますように、有価証券業者の場合と、そうでない場合と二つあるわけでございまして、有価証券業者の場合におきましては、委託の格好をとることが比較的困難でありまして、一応仕切りの格好をとる。仕切りの格好をとることになりますと、そこにやはり売買行為が出て参ります。従いまして、有価証券業者としましては、どちらかというところ、自分で手持ちすることが本来の趣旨ではございまして、一応市場としてそこに売り買いがあります。できるだけ本

来これを所有する人に渡していく、こういう関係にあるわけであります。手持ち期間の非常に短かいといったようなことを考えてみますと、日歩計算をしてみましても、万分の三のような税率でございまして、なかなかちよつと取引ができないといったようなことと、まあ万分の一程度が適当であらう、かように考えたわけでありまして、同時に証券業者以外のものとなりまして、金融業者、金融機関などが主たる相手になるわけでございまして、

コール・レートの関係、それから社債をもち、同時に必要であればこれを売る、売つた場合、コール・レートと社債の利子の間は、社債の利子の方が割がいいのですが、その手持ち期間が比較的短かいとございまして、手数料の関係、あるいは取引税の関係がそれだけプラスになります。そういうふうな関係からいたしまして、いろいろ検討してみまして、万分の一程度に下げ

ると、よほど長く社債が手持ちできるという見通しが限り、ちよつと金融機関としての社債に手が出ないのじゃないか、こういう結論になりまします。ですから、比較的簡単な市場にするためには、やはり片方で手数料のできるだけ下げるといふことと並びまして、取引税につきましても、この程度に引き下げる必要がある、こういう結論を一応出したわけでござい

○石村委員

これは主税局の方の推算でも、六千九百万円程度のことと、大した税金でもないようですが、しかしこの国会は五月十七日までであるわけですから、ほかの条件がございまして、社債市場を再開することをどうしてもやらなければならぬといふときになつてきめたいといふじゃないか。今まだほかの条件がどうなるかわからないときに、あわてて税金だけ減らすといふことは、勤勞所得税を減らすといふのならば大へんけつこうですが、こうしたこととだけせつかにやらなくても、もう少し先で、他の条件が整つて、どうしてもこれをやらなければならぬといふときになつてお出しになつても、まだ本国会も五月十七日まであれば間に合ふのじゃないか。間に合ふなければ、これは先でやつたつてそう大した問題ではないといふように考えるのです。金額が六千九百万円と少いといふことは、同時に負担においても少いといふことにもなる。税収面が大して減らないという理由は、またとつてもいいという理由にも同時になつてくる、こう考

くべきである。従つてその場合におきましては、たとえば道路に使われるものでありますれば、原則的にはやはり道路関係というものと結びついた軽油ということがあっていいと思ひます。

ただ課税技術の点もいろいろありますので、そこに多少その範囲を逸脱することも、また技術的にやむを得ないものがあり得る。ただし、それも非常に軽微なものであれば、やむを得ず御了承願ひたいという点が一つあつていいのではないかとお思ひます。

同時に、他面その道路目的のために徴収するとすれば、その金が他の目的に使われる、これは法律的に禁止している点でございまして、行政の実際においてもそうあつてはならない、それが法律に抵触する問題であるという事は、あなたの御意見と同じでございます。

○奥野政府委員 主税局長からのお話で戻しておると思ひますが、地方税の見地から若干言さしていただきたいと思ひます。財政の弾力性を保持していくという見地から考えますと、お説のように、目的税制度はできる限り避けるべきだと思ひます。また政治行政の適合性を保持して参りますために、財政の弾力性を維持する点に重点を置いて参らなければならぬと思ひます。しかしながら、他面納税者の理解と協力を得るようにならなければならぬ、そこから得られた税収入をどのようにならぬに使つていくのか、ということ、事前に明確にいたして参りますことが一つの方法ではなからうか、こういうふうな考へるのであります、地方自治の見地から考えます場合に、地方住民に、その地域において

行われます行政につきまして、絶えず深い関心を持つてもらわなければなりませんし、また常に強い批判をしてもらわなければならぬわけでありまして、そういう中において行われる行政が、そういう中において行われる行政が、そういう中において行われる行政が、

ただ課税をいたしておりますが、さらにこれを軽油に広げようといつたのであります。そのほかに灯油とか重油とかいろいろあるのであります。なせ揮発油と軽油だけに課税しようとしておるかというところ、もつぱら自動車に使われる、自動車が道路をいためるからではないか、こういうところから来ておるのではないかとお思ひます。

そうといつたならば、そういうような受益者負担に着眼して新しく財源を求めます場合には、その財源をその関係の費用に投することによって、負担者に半面利益をもたらしていくんだ、こういうふうな一つの循環作用があるんだと思ひます。やはり税を起すか、こういうことで、目的税にするか、あるいは使途を縛らない普通税にするか、こういうふうに分れてくるのではないかと考へておられます。最近目的税をふやして参つたわけでありまして、さらにおっしゃいますように、目的税が財源全体の中で非常に大きな割合を占めて参ります場合には、これをできる限り避けていかなければならぬと思ひます。現在程度、全体の中で

三〇ないし四〇くらいのもなら、なお若干目的税をふやしました場合でも、それほど私は地方財政の運用を拘束してしまふというふうには考へていないのであります。

○横山委員 局長の最初のお話です。もう一人には少くも弊害があつてもいい、税金を使うときにはきちんと思つなければいかぬ、これは私は少し國民に対して納得のできないお言葉と思つて居る。

たとい道路に使う、あるいは消防強化に使う、そのときには消防方なり道路なりに、何の関係もない人から多少とも差しつかえない、使うときにはしっかりと使つた、これではとらるる方の立場から見ると、まことに言語道断な言葉であるといわなければならぬ。現に昨年の当委員会において、あなたは洗たく屋さんからガソリン税をとるのには不当だ、これはいつか改正しなければならぬと、横路委員に對してお答えになつたのであります。あ

ときに、筋の通つた言葉だと私は感心いたしましたのであります。今のお話は、当時と心境の変化があつたと考へるのであります。かてて加えて、それじゃ使つた方がしつかりそこへ使われておるかという、各県において、やはり道路財源は警察費に使われたり、ほかの方へ使われたりしておられます。問題は、やはりこの目的税そのものに根本的な原因があるかと思ひます。目的税をとるといふこと自体、財政の弾力性を窮屈にすると同様に、もう一つはその徴税技術に困難があつて、それが

國民の不満を呼び起す、こういうことになると思つて居るのであります。それから財務部長は、三〇くらいだから大したことはない、こうおっしゃる。しかし物事は初めが肝心でありましよう。税金なんというものは、一ぺん作つたら、その税金が減るといふことは、今日までだつてありませんか。必ず最初ちよつとできたやつは、どんどんふえていくのが当然の姿であるといわなければなりません。三〇だからいいと言ふのなら、五〇なら悪いと言ふのか。一〇%になつても、これはまだいいのだという議論もあり得ると思ひます。でありますから、問題は税の根本理論からいつて、三〇%だからいい、一〇%ならいかぬという理論は、担当しておられる二人にはあるまじき議論だと思ひます。従つてお伺ひしたいのは、今軽油税が議論になつて居る。しかし、そのときにはもうすでに都市計画税だとか、消防税だとか言つて居る。あなたはその二つをやるうとするのかしないのか、それをまず第一にお伺ひしたい。

○奥野政府委員 最初の問題は、目的税をしくの、受益のないところから負担を求めていいのかわるか、こういう御議論であつたと思ひます。目的税といふのは、御承知のように得られた財源を特定の目的に充てるということだと思つて居ります。一般の税金も、その使途を縛る場合はいろいろあると思つて居ります。たとえば國の税制でありまして、戦争中臨時に所得税等を増徴して職費に充てる、こういう例は過去にあつたように思つて居ります。地方の場合におきましても、固定資産税を臨時に増徴する、そ

れを学校の建築に充てる、こういうことをしまして、納税者の理解と協力を得やすいような手段に出ることもあると思ひます。目的税でありまして、昔ありました都市計画税、これは必ずしも厳格に受益のあるところに限つておつたわけではありませぬ。しかしながら、ここで得られた財源は必ず都市計画事業に充てなければならぬといふふうな限定をしておつたわけでありまう。現在地方税にありまして水利地城税、共同施設税といふことになつて参りますと、得られた財源を特定な使途に充てるわけでありまう。さらに進みまして、その負担は受益の限度を越えてはならないといふことになつて居ります。こういうふうな段階があると思つて居ります。最も厳密に運営していこうといつたならば、御指摘になりましては、受益の限度を越えてはならない、こういう考へ方になつて居ります。こういう考へ方が、現在の地方税法の水利地域税や共同施設税の中に入つて居るわけでありまう。しかしながら、国民健康保険税になつて参りますと、厳格にはそういうことになつておらぬわけでありまう。今回設けようとして居ります軽油引取税、都市計画税といふことになつて参りますと、普通税の使途を単に縛るだけだといふ問題と、受益の限度を越えてはならないといふ問題と、その中間的なところにあるのではないかと考へ、こういうふうな考へて居ります。軽油引取税としては、できるだけ受益と関係のないところははずしたいけれども、課税技術の点からすれば困難だ、そういう点から、多少範囲が広がつて参り

ます。都市計画税の場合は、今直ちに
は何ですけれども、長い年月にわた
て考えた場合には、共同でそれらの仕
事を担当すべきではないか、こういう
ような地元振興上の責任を共同担当
しようといいますが、そういう気が持
入っているわけでありませぬ。従いま
して、いろいろな角度から目的税を作
ります場合には考えていかなければな
らないと思うのでありますが、どちら
に言いつけてしまふのはいかなるも
のだからか、こういうふうな考え方を
しているわけでありませぬ。

なお第二の問題としまして、三多
あるいは四多であっても、そういうこ
が将来害をなしていくのではないか、
こうおっしゃったわけでありませぬ、
私は、目的税制度は財政運営の弾力性
を失わせる、こういうことを一番懸念
すべきだと思います。そういう支障が
ないならば、目的税制度は、財政運営
の上の一つの意義を持っていると思
う。その意義を持っているようなもの
が、財政の弾力性を失わせるというこ
にあってしまえば大へんだ、今の程度
はそういう心配はないのだ、かように
お答え申し上げたわけでありませぬ。

○横山委員 一般からとって、それ
ある特定の方に使うということ、一
部からとって一部のところを使うとい
うふうな二つの区別があることは、承
知いたしているわけでありませぬ。一
弊害が現われるのは、一部の人から
とって一部のところを使うというこ
ろに、私は両面の弊害があると思
うのでありませぬ。そういう意味にお
いて、消防税あるいは都市計画税とい
う点については、あれは一般からとり

すから、ある程度問題が少くなりま
す。しかし、たとえば軽油税になりま
すと、一部からとって一部の方へつき
込むのでありませぬから、さらに問題
があるわけでありませぬ。そこでお伺
したいのは、こういうことになって参
ります。一般からとると、一部からと
るといふことのために、今日軽油引取
税が引取税問題になっておるわけであ
りますが、ここで自動車用とか船舶用
とか水産用、鉱工業用その他たぐさ
んある中で、聞くところによりませ
んと、輸出用は免税する、それから汽
車ポツポツに使う軽油は免税する、一
体軽油を流る営業所はどうやたらいい
か、これはおそろく切符をお使いにな
ると思うのですが、免税の軽油の切符
の横流しが始まるのでありませぬ。つ
いこの間、官給領収書ですか、まさに
朝令暮改といつて新聞は怒つて大騒
ぎしておりますが、ああいうややつこ
しいやり方を、まだ半年もたたぬの
に廃止しようというときに、軽油の
中でも税金のついておるもの、税金の
ついていないもの、しかも一キロに
して六千円もするものをやつて、これ
が円滑に実行されると思うのですか。
その点については、徴税技術というこ
も非常に困難になる。しかも、特約
店に對する徴税署からの調査は、非
常にやりにくくなるのでありませぬ。
罪人をみすみす作る結果になると私
は思ふのでありませぬ。この点につ
いて、あなたも自信と確信をお持ち
でありますか。

○奥野政府委員 お話のように、非課
税の範囲を作りませんで全面的に課税
した方が、課税の客体を把握するの

確かに都合だと思ひます。しかし、
今回設けようとしたしております軽油
引取税における非課税の範囲が、税務
行政を混乱するものであるかとい
う、そういう心配はないのじやな
らうか、こう考へておるわけであ
りませぬ。またそういう点から先
ほどお話しになつておるわけであ
りますが、必ずしも道路と直接関係
のない面につきましても、租税を
負担してもらわねばならない、こ
ういう考へ方をとつておるわけ
でありませぬ。

なお遊興飲食税に關しまする官給領
収書の制度につきましてお話がござ
いりましたが、自由民主党の中でい
ろいろ御議論のあることは十分承
知いたしております。しかし政府と
いたしましては、これを廃止するとい
う考へはほとんど持っていないわけ
でありませぬ。そういう点に觸れな
い改正案が近く国会に提出される
予定であります。

○横山委員 申すまでもなく、税に
は公平の原則と徴税が簡単にでき
るという一つの税法上の原則があ
ると思ふのでありませぬ。昔なら
いざ知らず、今日こういうふうな
経済がある程度ノーマルな状況に
なつてきたときに、この用途別免
税を設けて、それでいて、心配は
ありません、官給領収書は与党の
いうことであつて、政府の関知
するところではありませぬ、私の
方は官給領収書を押切りませぬ、こ
ういうふうなあなたが確信を持
つておっしゃるなら、それでいい
わけでありませぬ。しかしながら、
今ここに六千円の税金を作るこ
とによつて、軽油よりも灯油の方
が安くなるのですよ。御存じだ
と思ふのですが、一万七千円の
軽油と二万一千円の灯油が、
軽油は六千円の税

によつて、灯油よりも高くなる。そ
こにまた一つの問題点が出てくる
と思ふのでありませぬ。こう考へ
て参りますと、一つには罪人を
作るでございませぬ、一つには
軽油と灯油の混淆が起るであ
りませぬ。一つには製油会社
が、この沸騰点によつて違つて
おるに、今後どういふふうな製
油の仕方をするかということに
ついては、私は管業政策上うかが
い知ることができぬのであり
ませぬ。また輸送業界あるいは
石油業界、またこの次に話が出
てくる自動車産業のディーゼル
車の発展を阻害する問題等を考
へますと、どう考へても、この
軽油に対する目的税の創設とい
うものは工合が悪い。またと
りくい財源を作るといふことを
考へるのではありません。本
来この問題が先ほどお話しな
されたように、昨日、それから
その前にも渡邊さんに強く言
つたのでありませぬ、臨時税
制調査会は、この軽油税を創
設するに際して、一般財源とし
てこれをどう、大蔵省は目的税
として、どう考へて一部から
とつて、この問題もまた新しい
発展を見せようと思つておる
わけでありませぬ。従つて、こ
ういふ徴税技術から見ても非
常にむずかしい問題が起り、
官給領収書の二の舞をするとい
う問題について、あなたの方
ではほんとうに間違いない、
罪人もできません、石油会社も
ここのういふふうな措置を
いたしませんか。

○奥野政府委員 軽油、灯油の
御比較がございました。またその
結果、今まで軽油を使つていた
のが灯油を使うようになるだ
らうと思ひます。ありませぬ、
それは、今回道路の財源を目的
税として

考へておるのでありませぬ、元
来はすくなくともいいものが
課税技術上はなかつた。それが
灯油に現われてくるという事
態があつても、特にそれは忌
むべきものでもないのじやな
らうかと考へております。

なお一部のものについて課さないよ
うにする結果、税務行政が非
常に混乱して、またやめな
ければならぬやうになるの
ではないか、こういう御心配
であります。大体特約店の
段階で税金を特別に徴収し
てもらおうと考へておるの
であります。

また非課税の範囲は、先ほど御指
摘になりましたように、特別
の用途に充てられるもので
ありませぬ。また非課税を
希望する人たちに對しては、
どこで軽油を購入するかとい
うことを事前に明らかにし
ていただくべきであります。
そこ一つ一つのルートを
つけていきたいと思います。
そのかわり用途に充てます
限りは、従来許可を得てお
りました以上のものを使う
場合にも、先に軽油を引き
取らせ、あとから追認して
いこうと思つております。
そういうことによりませぬ、
また免税証明書といふ
いふもの、その横流しが防
げられるのではないかと
いう期待を持っております。
今後の推移によりませぬ、
さらに御指摘のやうなこ
とがないように一そう研究、
工夫を加えたいと思つて
おります。

○横山委員 そういう措置
だけでは、根本的に潜在
する被害というものは
私は食いとめられないと思
ひます。もしあなたが本
気になつてそれをや
らうとするならば、それは
検察庁や税務署の役人を
大動員しなければなら
ない。そうして、あ
たら何もしてない
ところへ襲いかか
つてしらみつぶしに

調べなければ、その目的は達せられないのであります。しかもなおかつ弊害が残存するという事も、容易にはかり知ることができるのであります。

ここでちょっとお伺いしたいと思うわけですが、用途別免除に徹するという事ならばまだしもであります。おれの方は免税にしてくれといって、大臣の力の強い順番にこの軽油の用途別免除が行われたということでありま

す。ほんとうに自動車にこれを使う、そうして自動車業者からとるといふふう

に区分けがされておるものか、それともそうでなくして、何だか知らぬけれども、輸出はそうだ、汽車はそうだといふふうな区分けが免税と課税との間にあるか、その点をお伺いしたい。例を一つとりますと、汽車の使う軽油は免税をされる、客車用の暖房の軽油は免税されていないという事は、一体

どういうことでありましようか、どこに区分けをしておるのですか。

○奥野政府委員 お話のように、用途別免除に徹したいといふふうにご考へておるわけでありまして、そういう意図のもとに立法をいたしております。なお、ディーゼル・カーのエンジン用のものは非課税にするが、暖房用のものは非課税にしない、これは、やはりおっしゃいますように、税務行政が混乱することを避けたからそういう措置をとらうとしておるのであります。暖房用のものは何れも列車に限りませんで、また家庭用等におきましても使われ得るわけでありまして、従いまして、はつきり区分けできるものだけ非課税から除外するようにしたい、こういう考えを持っていくわけでありまして。

○横山委員 そうすると、これははつきり区分けできる、そのはつきりというのはいかぬ意味がよくわかりませんが、とにかく、これはそうでなからうというものは免税にしたい、疑わしきものはこれをみな罰して税金をとる、こういうふうにあなたはお考えのようでありまして、いささかそれはひどいじゃありませんか。問題は、私は今どちらの問題とも言いません。あまりにもあなたの方の今度の用途別免除が力によって決せられた、こんな感じを受けるのであります。やるならば、もう少しさっぱりしたやり方、つまりオール・オア・ナッシングでやりなさい。かけるならば全部かけなさい、そうして地方財源の方に使いなさい。かけないならば、全部かけるな。こういうふうにするか、あるいは道路に使うならば、ほんとうに完全に道路に關係のあるものできちんとするか、どっちかにしなければ筋が立ちませぬ。この三十六億ですか、平年度において徴収する財源に対して、私は根本的な反対をしておりますが、かりにとる立場に立つても、筋が通らな

いのではないかと考へるわけでありま

す。それから一番問題になりますのは、このディーゼル自動車に対する問題であります。今財政が赤字だ、道路が悪いということ、それでとられる、こ

うなるのであります。そのとられる方も、ディーゼル車はどうかという

と、あにはからんや、政府がここ数年

来、日本のディーゼル車については性能が優秀だ、燃料の消費量が少いとい

うわけで、輪に輪をかけてこのディーゼル車の発展について育成強化してきて

中にも、ちゃんとこのディーゼル車の発展については政府が力こぶを入れることを明記をして、そうして売れよ、売れよと言って、海外発展を助成育成

をしてきたものであります。それがために、今日のディーゼル車はガソリン車と比較して非常に生産率の伸びが

出で、海外発展も見べきものがあるわけでありまして。いましばらくたつた

ら、この日本のディーゼル車は世界的にも有名になり、一位を争うというこ

とまでいわれている。そのときに、結局、さあさあと言って育成強化してき

たものを、全く観念の違う立場に立つて、お前のところから税金をとるのだ、こういうふうなことは、自治庁なりあるいは主税局としては、理屈はある程度立っても、これは産産關係からは全然今までの話が違うのであります。政府の一貫した政策が、やはりこの中にある程度反映していなければならぬのであります。この矛盾について

○奥野政府委員 軽油引取税を設ける場合に、非課税の範囲を設けないで、オール・オア・ナッシングでいくべきだというお考え、税務行政の立場からい

きますと、大賛成であります。しかしながら、そうだからといって、そこに

農業政策なり漁業政策なりを入れちゃ

いけないのだということも言えないの

ではなからうか、かように考へておる

わけでありまして。なおディーゼル・カーと暖房用の軽油との關係について、とるべからざるものからとるといふ考え方はいけない

じやないか、こういうお話もあつたわけでありまして、その産業に非常に強

い打撃を与える、こういうことはでき

る限り避けていかなければならないと

思つておるわけでありまして。しかしな

がら、ある程度それが軽微な影響にと

どまります場合には、やはり道路がよ

くなつていくということについては、その産業もい影響を受ける面もある

わけでありまして、税務行政上がま

んしていただかなければならないので

はないか、かように考へておるわけ

であります。しかし、まだこれは国会に

おいて十分御審議をいただくわけであ

りますから、さらによく御検討をいた

だいてけつこうだと思つております。

なおディーゼル・エンジンの問題で

あります。ディーゼル・エンジンが

日本において非常に発達しております

だけ避けなければならぬわけであり

ますが、すでに自動車税におきまし

て、揮発油を使う自動車と軽油を使う

自動車との間の負担の不均衡という問

題から、二十九年でありましたでし

うか、軽油を使う自動車の税率を若干

引き上げております。同じ自動車税で

ありながら、揮発油を使うか、軽油を

使うかで、自動車税を納税上区分する

という事は、税の立場からいいます

と、あまりすっきりした姿ではない、

こう思うのであります。これは、もつ

ぱら軽油に対して課税されてい

たわけでありまして、この軽油引

取税を作る、その点で、この軽油引

ける差別率を撤廃するという方がす

きりするのではなからうかというふう

に思つております。ただディーゼ

ル・エンジンの問題もございまして、揮発油税の場合には、一キロリットル

について、地方道路税を合せて一万三

千円のところを、軽油引取税の場合に

は、半分の六千円ということにいたし

ておるわけでありまして。

○横山委員 この税金をとることが、

ディーゼル車を作る産業に与える影響は、軽微なくらいならいいじゃないかというお話であります。どういう根拠をもって軽微だとあなたはおっしゃるのか。また直接これを使う輸送業者に対する影響については、どうお考えでありますか。昨年ガソリン税創設の際に、このガソリン税がその輸送業界に与える影響について、しさいな討論がここで行われました。そればかりではありませんでしたけれども、ガソリン税は、ここでは増税をすること

を中止したわけでありまして、その過程を通じて、今日輸送業界は、決して巨大な利潤を上げておるのではない、またそこに働いておる労働者においても、他の産業に比較して賃金がいいとは言えないのである。今日運手諸君が得ている賃金——昔は運転手をやつておつて、しばらくたつたら車の一台も持つて、自分でやろうとい

ふうな期待は持つておつたのであり

ますが、このごろそういうことを考へ

ている人は、考へはあつても、実現性が

きわめて乏しいのであります。その一

つには免許制の問題がある。あるに

たしまして、企業全体の収益並びに

労働者の収入というものは、他の産業

に比較して決してよくないのであり

ます。そういうよくないところへ、今こ

こに軽油税を創設して、あなたの方と

しては、この結果というものが、運賃を値上げすることに予想を置いておられ

いてこれが食いとめられる、こういうふうな考えられるであろうか。労働条件がいいから、また他の産業に比較して労働条件が切り下げられる結果になっても、これはできると思っておられるのでありましようか。税をとる立場から、とられるものの企業の利益、これに及ぼす影響というものについて、どういふふうにお考えでありましようか。それをまずお伺いしたいと思います。

○奥野政府委員 影響が軽微であるとか軽微でないとか申し上げましたのは、先ほどディーゼル・カーの軽油と暖房用の軽油、こういうことでお話をありましたから、その点について申し上げたのであります。ディーゼル・エンジンの発達にどういふという意味で申し上げておるのはございせん。

なおこれが運賃その他にどういふ影響を与えておるかという問題でございしますが、今回軽油引取税を設けようとしたしておりますのは、もっぱら揮発油と軽油の兩者の負担の均衡が一つの大きな問題になっておるわけであります。今日なお自動車の大分は揮発油を使っております。揮発油であります場合に、一キロリットル一万三千円の負担を負い、軽油であります場合には、軽油税ではなくして、自動車税の方で五割程度割高な税率が定められておるわけであります。従つて、この点から課税されます限りにおいては、特別に軽油自動車に揮発油自動車との競争関係において不利になるというふうには考えていないのであります。

○横山委員 軽油自動車の方が揮発油自動車の税に比べればまだまだである、こういうような御意見のようであります。二十八年でありましたか、臨

時税制調査会ではやはりこの議論が出た、二十九年に、軽油自動車の自動車税については五割方上つておるのであります。そこで一べん国会はこれで解決をしたのであります。解決をしておいて、その議論はなくなつた。そうして今度去年の臨時税制調査会は、地方財政の赤字なるがゆえにここからどういふ、こういう議論を出しておるのであります。これは、きのうも主税局長は、そうではない、不均衡もまだあるんだ、ないしは目的税だ、こういう議論をされたのであります。歴史的な国会における経過、調査会が異次出して公表したいきさつを見ますと、あなた個人はどう考えるか知りませんが、しかし二十八年に不均衡だといったものを、国会でこれを修正して、五割方軽油自動車については自動車税をふやしたのであります。それで解決した。

今度は地方財政が赤字だから、一般財源として軽油税を創設する、こういうふうな調査会が答申しておるのであります。従つてあなたのお考えと、それから歴史的な経過というものには異なるものがあるということをお考え願わなければならぬのであります。

それから第二番目に私が聞いたのは、この税金を取ることによつて、一番負担の増加となる運輸業界に運賃を上げさせる結果を期待しておるのか、利益内で食いとめられる結果を期待しておるのか、それとも労働条件の切り下げということによつて期待しておるのか。あなたは三つともだ、こうおっしゃらないように、この影響をどういふふうにお考えおるのか。その点を、私はこの前の質問では最後に聞いてお

○奥野政府委員 軽油引取税の問題は、地方財政の窮乏を打開する一翼をになつておることは申し上げるまでもございせん。しかしながら、目的税にしたからその目的をはずれていくのじやないか、こういうこともないのではありません。道路に對しましては、地方団体がかなり多くの一般財源をつぎ込んでおるわけであります。今回目的財源ができて参りますと、一般財源がそれだけ荷が軽くなつて参るわけでございますので、やはり地方財政の窮乏打開の一翼になつておると考え

第二の運賃の引き上げを期待しているのかどうかという点でございませうが、運賃の引き上げは全然ないだらうということも期待しているわけであります。合理化によつて実施されることを期待しておるわけであります。

○石村委員 ただ一言だけ事実のことをお尋ねいたしますが、昨年地方道路税のとき非常に論議になつて、例のガソリンの譲与税が三割でしたか、あれが道路に使われておらないということが、府県の名前まであげられて論議になつたのですが、そういうことは赤字に困つておる特殊な県で発生したことだと私は考えておりました。ところが地方にいつて聞きますと、自治庁からかどこからか知りませんが、通牒として、必ずしも道路に使わなくてもよろしいという通牒が出ておるのだ、こう県の地方課が言つておるといふ事実を聞いたのです。そういう通牒をお出しになつたことがあるのですか。あるいはそのように誤解されそうな通牒をお出しになつたことがあるかどうか、この点だけお尋ねいたします。

○奥野政府委員 地方道路譲与税は、地方道路譲与税法の中に、道路に關する費用に充てなければならぬ、この明記されておるわけであります。これに反するような通牒を出したことはございせん。ただ御指摘のように東北ですとか、どこかの県で、道路に使わなかつたことがあるじやないかというふうな議論になつたことは承知しております。これにつきまして建設省でもお調べになりました、結果においてそういうことはなかつたということでございます。あるいは私は今正確に記憶を持っていないのですが、一般財源をつぎ込んでおつたのを振りかえたということ、これが一つの誤解の種じやなからうか、こういう感じを持つておるわけであります。将来とも御心配のないように、十分指導をして参りたいと思つております。また法律に書いてあることとございませうから、地方公共団体がそれに違反するようなことは考えられないのじやないだらうか、こういう気持ちも持つておるわけでありま

○横山委員 一つ委員長に希望を申し上げたいと思つておるわけですが、やはり昼過ぎになりますと、どうも与党の諸君の出席率が非常に悪いようであります。それで、午前中二時間くらいは、この膨大な大蔵委員会の法律案が十分に審議することができません。どうか一つ委員の出席方を奮励を願いたいと思つておるわけ

それから第二番目に政府側に資料の提供をお願いしたいわけですが、同じ燃料関係のガソリン税の免税に關する法律案が、航空機用のガソリンについて出ておるわけであります。航空機会社はたくさんございませうが、一番特異な例といたしますのは、日本航空株式会社であります。何か専門員室から出て参りました資料によりますと、三年ころうしてもらえば黒字になるのだ、こういうふうな文書がちよつとあるように拝見をいたしました。これは誤解であれば取り消したまはしますが、去年もこれもそうなつておる。一方、通行税は、去年でしたか、二割を一割にいたしました。また重ねて政府は、本年度の予算で、補助金を三億二千万円、出資を十億も日本航空にしておるわけであります。まさに至れり尽せりという格好がこの日本航空にはされておるわけでございます。ことしもこのガソリン税を免税しなければならぬ、また出資をしなければならぬ、補助金をつぎ込まなければならぬ、そういうふうな理由というものが、日本航空の中にほんとうに存在するものであるかどうか。私はこの間飛行機に乗つた人の話を聞きますと、非常にサービスが悪いと云ふんぶんになつておりました。サービスマンが、この法案に關連して、ありませんが、この法案に關連して、最近の経営の実績、それから政府が日本航空に与えておる税金の補助上、それから出資、それから補助金融資等の実績について、それから一体日本航空は経営改善という点についてどういふことを考え、どういふふうなことを実行しておるのか、最後にこの免税をしなければならぬ具体的な根拠、こういうふうな資料を一つ御提出願いたい。

○春日委員長代理 この際、委員長から与党の委員にちよつと御連絡を申し上げておきますが、ただいま本委員会では重要法律案が山積をいたして、お

りまして、かねがね与党側からこれの審議の促進方を申し入れを受けておるのであります。ところがただいま横山委員から御発言のありました通り、本日の委員会は、現に理事の御出席が一人もなく、なお委員におきましても、二十数名の委員中内藤委員ただ一人の御出席、こういう実情でございます。これは、本委員会が議案を審議する上におきまして重大な支障と相なるものでありますので、従って、今後の委員会におきましては、理事諸君はもとより、委員はできるだけ一つ御出席に相なるよう、それぞれ御連絡をいただくことを強く要望しておきます。

なお政府側に対しましては、たゞいまいろいろと論議のかわされております事柄は、これは重要な政策についての政策論議でありまして、従って当の政策に対して政府において責任の負える人、いわば政務次官、少くとも局長級が必ず出席をされまして、重要な政策に関連をいたします事柄については、責任的立場にある方をもつて一つ答弁に当られることを強く要望しておきます。

本日はこの程変にとどめまして、次回は来たる二十一日火曜午前十時より開会することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十九分散会

昭和三十一年二月十八日印刷

昭和三十一年二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局